

2016年3月18日

町田市総務部法制課長

浦田博之

## 町田市における法曹有資格者の活動状況について

### 1. 弁護士を職員として採用した時期と採用することとした理由

2009年に、当時の総務部法務課（現在の総務部法制課）の課長が、「法務部門に配置する弁護士を職員として採用したい。」と市長に相談したことがきっかけだったと聞いています。当時、法務課長は、日々の業務の中で、市の職員はよく仕事はするが、今ひとつ法務に関する知識と理解が足りないと感じていたようです。そして、市長も、日頃、職員からの決裁文書の説明や、会議でのやり取りの中で、法務課長と同様の感想を持っていたようで、すぐに法務課長の意図を理解して弁護士の採用を了承したと聞いています。

それから、市長が当時、弁護士の採用に踏み切った具体的な理由を補足すると、二つあったそうです。

一つは、行政経営上のリスク管理を継続的にしっかりと行う体制を整備することを意図したということ。

もう一つは、法律の専門家である弁護士の指導、助言の下で、市職員の法務能力を向上させるということです。

こうして、2010年度から弁護士を採用することになりました。

### 2. 採用した弁護士の配属部門、担当業務。当該弁護士が他の部門からの相談を受けている場合などは、その件数や実績等

総務部法制課に担当課長として勤務していただいております。

採用後の主な仕事は、行政法律相談、争訟法務、職員研修等です。

行政法律相談は、行政処分に関する住民とのトラブルや、学校での生徒間トラブルなど、市役所内の様々な部署からありとあらゆる相談が寄せられています。市役所は、市民との関係がかなり近いところで仕事をしていることもあって、相談内容も市民生活全般に係わるものになっています。相談件数は、記録を付けているものだけでも年間400から500件に上りますが、電話等で寄せられたちょっとした相談など、記録を付けていないものもありますので、実際のところは、もっと多くの相談が寄せられています。

### 3. 任期付職員として弁護士を採用したことによる、市の行政運営に当たっての利点

採用後の効果として、訴訟リスクに気づく感覚が職員に育ってきていると実感しています。

例えば、これまでは、行政法律相談などでも、紛争が起こってから相談に来るということが多かったのですが、最近では、契約を締結する前に、後の紛争を回避するために事前に相談しに来るということが増えてきました。事前に紛争の芽を摘み取るという感覚が職員の間にも芽生えてきた証拠ではないでしょうか。

### 4. 顧問弁護士を契約すれば職員としての弁護士を採用する必要はないのでは、という指摘について

顧問弁護士との契約だけでは、相談できる時間も限られており、日々の業務で突発的に起きる事案に即応できない場合があります。その点、役所内に弁護士がいることで、突発的に起きる事案に即応できるようになりました。

また、訴訟になった場合、外部の弁護士に訴訟代理人を委託する際に、役所の仕事内容の翻訳者として威力を発揮していただき、訴訟の際に、円滑に手続きが進められるようになったという効果があります。

さらに、最近では、簡単な事案であれば、職員として勤務する弁護士が中心となって、庁内の職員だけで裁判を進められるようになるなどの効果があります。

### 5. 弁護士を職員として採用すると人件費が高つくのでは、という指摘について

年収については、1000万円弱というところですが、責任や仕事の内容からすれば、けっして高いとはいえないと考えています。